

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年4月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20250428	眞和運送株式会社（法人番号 2210001010603）代表 者横川武司	福井県敦賀市沓見64-9-3	本社営業所	福井県敦賀市沓見64号白 木9-3	輸送施設の使用停止 （20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和6年6月18日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
2	20250428	株式会社高橋機工（法人番号 5210001004593）代表 者高橋淳一	福井県坂井市春江町藤鷲 塚第15号17	本社営業所	福井県坂井市春江町藤鷲 塚15字17	輸送施設の使用停止 （60日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和6年1月31日、監査方針に基づいて、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(15)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年4月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
3	20250430	合同会社DIMA（法人番号6180003021945） 代表者土田健太	愛知県北名古屋市徳重土部56番地アトスベ・ス・ヒラノ2F	本社営業所	愛知県北名古屋市徳重土部56番地アトスベ・ス・ヒラノ2F	輸送施設の使用停止（100日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年7月18日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	10	10

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。